

クラブ連盟 サークル助成金申請方法改定について

経緯

2011年度の代議員総会にて行った2010年度決算報告際、活動経費全体に対して助成金の申請額が80%を越えているサークルが多いことが判明した(助成金受給サークル24団体のうち9団体)。クラブ連盟規約には、サークルの活動資金は部員から徴収する「部費」を基本とし助成金は活動の活性化を補助するものとなっているが、現状ではあまりにも運営資金を助成金に頼りすぎているサークルが多い。これを改善すべく、クラブ連盟では助成金執行方法の改定を行った。

目標

サークル活動はあくまで部費を活動資金の中心とし、助成金はその補助であるということを明確にするものとする。そのために、部費の支出に対して助成金申請額の割合を全サークル統一して60%以下まで削減する。

方法

$$\text{部費徴収額 (A)} : \text{助成金申請上限額 (B)} = 4 : 6$$

- ・上記の B からペナルティ (1) 分を差し引いたものを「ペナルティ分を差し引いた次年度の助成金申請上限額 (C)」とし、各サークルは C 内で助成金を申請する。
- ・助成金を申請するサークルは最低でも年間 30,000 円 (2) を部費として支出すること。
- ・「部費徴収額」は徴収した部費の内、運営費 (3) として支出したもののみを対象とする。
- ・申請できる助成金は 350,000 円迄とする。

補足

4 : 6 である理由

学生は学業が本分であり、製作や課題等で多額の費用が必要となる。そこに多額の部費を出費することは大変厳しいものである。そこでサークルにかかる費用を助成金が少し多く負担することにより、活動に対する負担が軽減され、学業とサークル活動どちらにも取り組みやすい環境になると考えられる。

- (1) ペナルティとは・・・クラブ連盟に加盟するにあたって必要最低限の総会の出席、提出物の提出がこなせていなかった場合発生する。年度末に集計し、このペナルティ分次年度の予算要望上限額が減額される。
- (2) 30,000 円の算出について・・・最低活動部員数 5 人 × 部費 500 円 × 12 ヶ月
- (3) 運営費とは・・・部員から徴収した部費のうち、運営に携わるものや活動に必要なものを購入した際に発生した支出を運営費とする。なお、個人に対しての使用や飲み会代などは含めない。